

5. 同和問題

(1) 現状と課題

同和問題は日本固有の人権問題であり、その早期解決を図ることは国ならびに地方公共団体の責務であり、国民的課題です。

1960（昭和 35）年に設置された同和対策審議会は、内閣総理大臣から「同和問題の解決のための基本方策」について諮問を受け、1965（昭和 40）年に「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であり国民的課題である。」と、その後の対策の基本的方向を示す答申を提出しました。国は、この「同和対策審議会答申^{*52}」を受けて、1969（昭和 44）年の「同和対策事業特別措置法^{*53}」制定以降、「地域改善対策特別措置法」「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」の制定や改正を行い、生活環境の改善をはじめ、教育・保健・福祉・就労・啓発等の推進が図られてきました。その結果、劣悪な生活環境が差別を再生産するような状況は大きく改善されたため、2002（平成 14）年 3 月の「地対財特法」失効に伴い、特別対策としての同和対策事業は全て終了し、以後は地域の状況や事業の必要性に応じて、所要の施策が講じられることとなりました。

ところが、その後新たに SNS 上での差別を助長する内容の書き込みの増加や、ウェブサイト上での同和地区所在地や地区名の公開等、インターネット上における部落差別事象が後を絶たないことを受けて、2016（平成 28）年 12 月に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法^{*54}）」が施行されました。

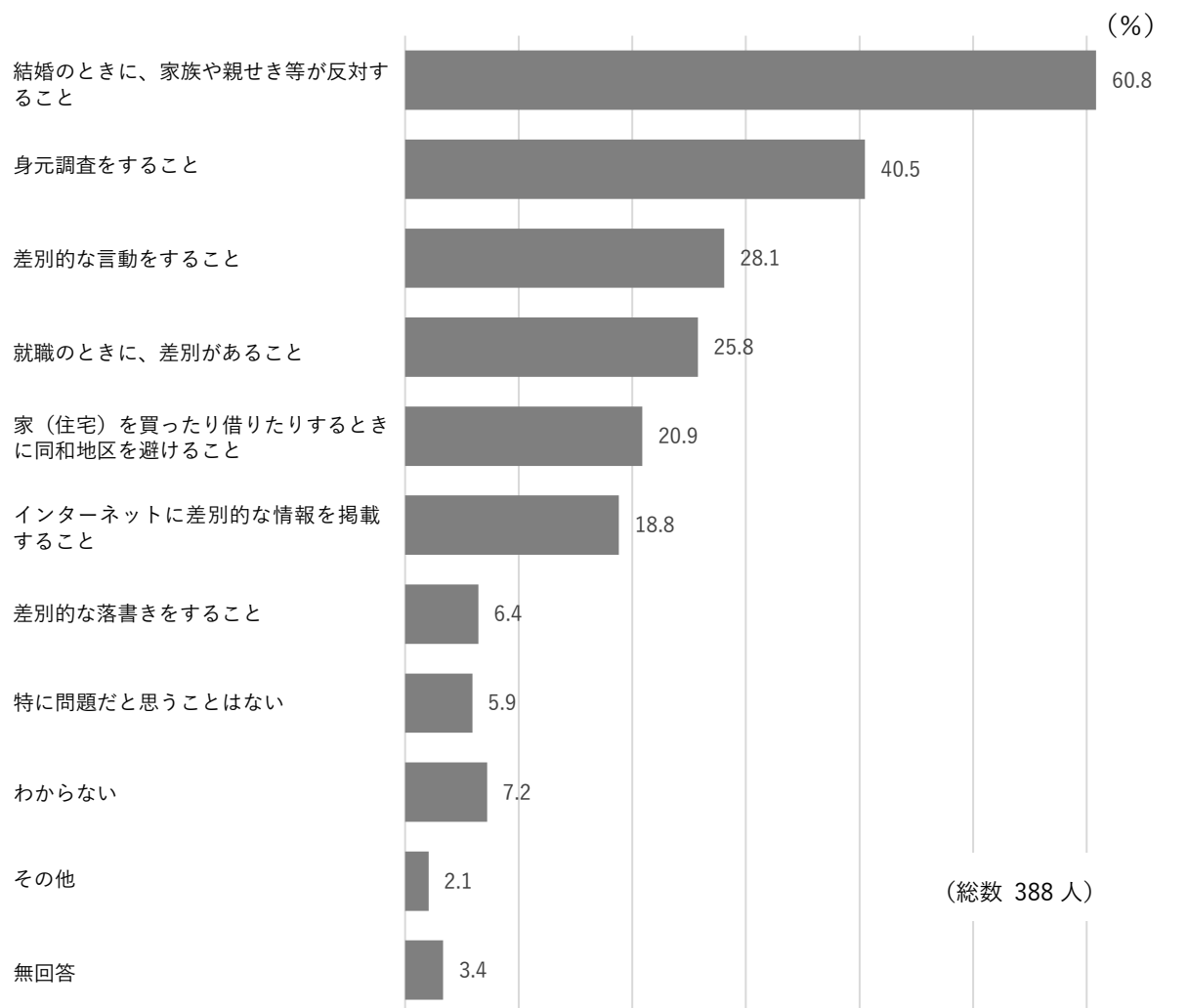
本市においても、同和問題解決は全市民的な課題であることから、差別解消に向け、生活環境の改善をはじめとする諸施策の推進に取り組んできた結果、道路・下水排水路・墓地移転・上水道・街路灯等の施設整備事業及び一般公共事業の推進により、同和地区内の生活環境については大きく改善されました。

また、2001（平成 13）年に「江津市同和問題啓発・教育基本計画」を、2006（平成 18）年には「江津市人権同和教育・啓発基本計画」を策定し、本市における同和教育上の具体的な課題と、今後の取組の方向を明らかにして、各種行政機関や諸団体等との連携に基づいた地域ぐるみの同和教育を推進してきました。

その結果、差別意識の解消に向けた教育及び啓発の分野で一定の成果が認められるものの、インターネット上での差別をはじめとする新たな差別事象への対応や、同和地区内の世帯の高齢化等、新たな問題への対応が必要となっています。

(資料) 人権問題に関する市民意識調査結果

問 13. 同和問題について、特にどのようなことが問題だと思いますか。(〇は3つまで)



■「結婚のときに、家族や親せき等が反対すること」が6割

同和問題について特にどのようなことが問題だと思うか聞いたところ、「結婚のときに、家族や親せき等が反対すること」が 60.8% (県 61.4%) で最も高く、次いで「身元調査をすること」 40.5% (県 33.1%)、「差別的な言動をすること」 28.1% となっていて、結婚に関わると思われる事項が問題点の上位にあがっている。「就職差別」 25.8% と続くが、県民調査では「家(住宅)を買ったり借りたりするときに同和地区を避けること」が上位 3 番目に入っている (県 25.1%、市 20.9%)。

(2) 施策の基本的方向

「部落差別解消推進法^{*54}」では、「部落差別が現存」し、「情報化によって変化している」との国の認識を明らかにし、地方公共団体はその地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めることと定めています。この趣旨を踏まえ、引き続き民間団体等と連携を図り、地域の実情に応じた、効果的な教育・啓発を推進します。また、一般対策については、

地域の実情や事業の必要性に応じ、これまでの施策の成果が損なわれることのないよう、有効かつ適切に活用し推進していきます。

(3) 具体的施策

ア. 学校教育における取組

学校においては、小学校における社会、中学校における歴史・公民等の科目において、同和問題の歴史や現状について知的理解を深めることはもとより、実際に差別をなくすためにはどのようにすればよいかを、自ら考え、行動する「実践力」を養う学習を進めます。また、教職員等は、他の様々な問題を抱えた児童生徒とともに、同和問題を背景とした困難を抱える児童生徒に対して、進路保障の取組を重点的に進めます。

イ. 一般市民等への啓発

「部落差別解消推進法^{*54}」の趣旨を踏まえ、同和問題を正しく理解し、自らの課題として差別意識の解消に主体的に取り組むことができるように、市民向けの講演会・研修会等を実施します。また、差別意識の解消に向けた啓発広報については、これまでの手法に加え、インターネットやケーブルテレビ等を活用して多チャンネル化を図り、市民が同和問題をより身近にとらえ、自らが解決に向けて行動できるようなものとなるよう取り組みます。さらに、戸籍等の不正取得の抑止が図られ、人権侵害の未然防止に効果がある「本人通知制度^{*55}」についても、戸籍事務担当課を中心に、積極的な制度周知と登録勧奨を行います。

ウ. 広域隣保活動の充実

地域の教育・文化水準の向上を図るための学習活動を、地域住民の教育施設である「ふれあい集会所」を拠点として、内容や方法を創意工夫しながら進めます。

エ. 市内事業所等における啓発の推進

市内事業所等が同和問題の解決をめざして積極的に取り組むためにも、「就職差別につながる主要 14 項目^{*56}」等を正しく認識し、公正な採用選考が行われるよう指導・啓発に努めます。

オ. えせ同和行為の排除

同和問題解決の大きな阻害要因となっているえせ同和行為に対処するには、何よりも同和問題を正しく理解することが重要です。このため市民への啓発に努めるとともに、こうした行為の排除にあたっては、国・県の関係機関と連携し、一層その取組の強化に努めます。

用語解説

*52 同和対策審議会答申

1960（昭和 35）年に総理府の附属機関として設置された同和対策審議会が、内閣総理大臣から受けた「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」についての諮問に対し、1965（昭和 40）年 8 月 11 日に提出した答申。わが国の同和対策の原点であり、日本政府が「部落問題の解決を国策として取り組む」ことを確認した、歴史的にも価値のある文書。

部落差別の解消は「国民的な課題」であり、「国の責務である」と明記し、同和問題を「現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され」「もっとも深刻にして重大な社会問題である」と捉えている。

また、部落差別が

1. 日本社会で作られ、温存されてきたこと
 2. 客観的に存在していること
 3. 永久に未解決のものではなく、必ず解決するが自然になくなるものではないこと
 4. 「心理的差別」と「実態的差別」が相互に因果関係を保っていること
- などを明らかにした。

*53 同和対策事業特別措置法

同和問題解決のために初めて国及び地方公共団体の責務を定めた法律であり、1969（昭和 44）年に公布・施行された（10 年間を期限とする時限立法）。同和地区住民に対する不当な差別と偏見を排除し、社会的・経済的地位の向上をはばむ諸要因を解消することを目的とし、地区内の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、地区住民の職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図るなどの措置を規定した。1982（昭和 57）年 3 月に失効。同年 4 月「地域改善対策特別措置法」が制定されたが、1987（昭和 62）年 3 月に失効。同年 4 月「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（通称「地対財特法」）」に引き継がれた。同法は 1992（平成 4）年に 5 年間延長され、1997（平成 9）年 3 月に失効を迎えたが、同年 4 月に残事業処理のため 5 年間の財政上の特別措置をとる再改正法が施行された。その後 2002（平成 14）年 3 月に失効したことにより、特別対策としての同和対策事業はすべて終了した。

*54 部落差別解消推進法（部落差別の解消の推進に関する法律）

部落差別の解消を推進するための法律。部落差別の解消については、1969（昭和 44）年に制定した「同和対策事業特別措置法」に基づき、生活環境の改善等に努めてきたが、2002（平成 14）年にその役割を終えて同法が失効した後、同和対策事業や人権擁護に関する法律が制定されなかった。2016（平成 28）年 5 月に自民党・公明党・民進党の議員が第 190 回国会に共同提案し、12 月の第 192 回国会で成立、同月 16 日より公布・施行された。部落差別が現存することを明記し、その解消のための国及び地方公共団体の責務と、国の施策（相談体制の充実、教育及び啓発、部落差別の実態に係る調査）の推進等について規定している。罰則のない理念法であるが、「現在もなお部落差別が存在する」こと、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」ことを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であるとしている。

*55 本人通知制度

住民票の写しや戸籍等を、本人等からの委任状を持参した代理人や第三者に交付した場合に、市に事前に登録した人に対してその交付した事実を通知する制度。住民票の写しや戸籍等の不正請求を抑止し、不正取得による個人の権利の侵害を防止することを目的としている。本市は 2020（令和 2）年 1 月から運用を開始している。

*56 就職差別につながる主要 14 項目

厚生労働省が掲げる「公正な採用選考の基本」に規定された、採用選考時に配慮すべき就職差別につながる質問事項。①本籍・出生地、②家族に関すること、③住宅状況、④生活環境・家庭環境等、

⑤宗教に関すること、⑥支持政党、⑦人生観・生活信条等、⑧尊敬する人物、⑨思想、⑩労働組合・学生運動等社会運動に関すること、⑪購読新聞・雑誌・愛読書等、⑫身元調査等の実施、⑬全国高等学校統一応募用紙・JIS 規格の履歴書（様式例）に基づかない事項を含んだ応募書類（社用紙）の使用、⑭合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断の実施の14項目について応募用紙に記入させる・面接時に尋ねる・作文を課す等によって把握することや⑫～⑭を実施することは、就職差別につながるとしている。